

平成 30 年第 2 回宮代町国民健康保険運営協議会
(会議の概要)

1. 開閉日時 開会 平成 30 年 2 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分
閉会 平成 30 年 2 月 5 日 (水) 午後 2 時 45 分
2. 開会場所 宮代町コミュニティセンター進修館 集会室
3. 出席委員 茂田雅良委員、田口孝雄委員、小尾憲子委員、福澤利明委員、福岡務委員、井浦剛委員、稲山貞幸委員、澁木秀雄委員
8 人 (定数 12 人)
4. 事務局 小暮課長、草野副課長、村山主査
5. 会議の公開 公開
6. 会議内容
 - ・開 会
 - ・会長あいさつ
 - ・議 題
 - (1) 報告事項
 - ①第 3 期宮代町特定健康診査等実施計画 (案) のパブリックコメント実施結果について
《事務局より説明》
【意見、質疑等】
 - ・なし
 - (2) 審議事項
 - ①平成 29 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)(案)について
《資料 1 に基づいて事務局より説明》
【意見、質疑等】
 - ・ 予算総額が減額にもかかわらず、法定外繰入金を増額する理由は？
⇒歳出において医療費を減額しているが、それ以上に歳入の国保税の減額が大きいということになっている。
 - ・ 国保税減額の理由で被保険者の減となっているが、これは雇用が増え被用者保険適用者が増えたということか。
⇒主な要因は平成 28 年 10 月の被用者保険の適用拡大の影響。当初予算編成時点では適用拡大の影響が読みきれず、当初想定した以上に影響が大きかったということ。
 - ・ 原案どおりでよいか。
⇒了承。

②平成 29 年度宮代町国民健康保険保健事業実施計画の事業評価について

《資料 2 に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・健康ステーション事業の具体案とは？

⇒誰もが気軽に健康相談や体組成の測定などができる場所を常設することを目標とし、来年度はどのようなニーズが被保険者にあるのかを探るために試行的に講座などを実施することとした。

- ・健康ステーション事業の予算はどの程度か？また、補助金等はあるのか？

⇒計測機器のリース代や講師謝金等で合計 70 万円程度を予算計上している。事業に対する補助金は無いが、保健事業の取組みという点で調整交付金等でのポイントは加算される仕組みになっている。

- ・事業評価は毎年度実施するのか？

⇒評価は毎年度実施していく。

- ・多受診対策が B 評価となっている理由は？

⇒達成基準を「実施体制及び実施方法の確定」としており、現状で確定といったところまで調整が済んでいないため B 評価とした。

- ・原案どおりでよいか。

⇒了承

③赤字解消計画の策定について

《資料 3 に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・平成 35 年度までの見通しがあるが、どの程度の信憑性があるのか？

⇒現時点で見込めうる数値ではあるが、新たな制度運営になることもあり変わりうる数値と考えている。

- ・これまでの清算後の赤字に比べ、赤字見通し額が大きいのは？

⇒町は高齢化が進んでいたため前期高齢者交付金などの恩恵を受けていた。広域化後は県単位での交付となることから多少恩恵が薄れると試算している。また、この赤字額は急激な負担増にならないよう激変緩和が 7,000 万円程度入った後の額であり、厳しい見通しとなると考えている。

- ・まずは、税率改正のタイミングだが、2 年に 1 回となっているが何かあるか？

⇒毎年改正する場合、事務が煩雑になる上に被保険者にも混乱を招く恐れがあるなどから、2 年に 1 回とした。

- ・赤字解消の期間について、6 年を超える場合にペナルティなどはあるのか？

⇒ない

- ・なぜ6年という期間が言われているのか？
⇒国の激変緩和措置の期間が6年というところからかと推測される。
- ・広域化後の動向を見極める期間が必要ではないか。
- ・B案のルールについて少し詳しく説明を。
⇒「解消額を定める」については現時点で唯一公式な数値である平成30年度標準保険税率に基づき解消される金額を目標に削減を進めるという考え。「削減のルールを定める」は今年度の改正に係る考え方を踏襲しており、前年度の赤字の概ね半分を解消していくというもので、解消額については決算の状況により決まってくる。
- ・解消期間はどちらが短いと見込んでいるか？
⇒「削減のルールを定める」の方が短いと見込んでいる。
- ・本来は6年で解消すべきなのだろうが、もう少し見通しが明らかになってからの判断でもよいのでは。
- ・激変緩和の仕組みは？
⇒一人当たり納付金額を広域化前と後とで比べ、その伸び率が県平均を上回った団体に交付されるしくみ。広域化により負担が増えてしまう団体を救済するという考え方。
- ・運営協議会としてはB案ということでよいか。
⇒了承
- ・赤字解消の額は、前年度の赤字の概ね半分という考え方でよいか。
⇒了承

(3) 今後の予定

赤字解消に係る答申は本日の議論を踏まえ案の作成を進める。国県の動向に大きな変更等がなければ、次回は年度明けにご参集いただき平成31年度の税率改正に向けた諮問をするという流れになる。

・閉 会